



TSUREMOTE
KOSODATE



出生届

令和 年 月 日 届出

長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	長 印					
送付 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(1) 生まれたとき	(フリガナ) 子の氏名	氏 名	父母と の 続き柄	☐ 嫡 出 子 (☐ 男 ☐ 女) ☐ 嫡出でない子
	生まれたとき	令和 年 月 日	☐ 午前 ☐ 午後	時 分
	生まれたところ	番地 番 号		
(4) 子 住 所	(住民登録をする)ところ	世帯主の氏名 世帯主との続き柄		
	父 母 の 氏 名 生 年 月 日 (子が生まれたときの年齢)	父	母	
	年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)		
(8) 本 籍	本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	番地 番		
	同居を始めたとき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)		
	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常勤労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)		
(9) 父 母 の 職 業	父の職業	母の職業		
	その他			
	届 出 人	☐ 1. 父 母 ☐ 2. 法定代理人() ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長 住 所 (4)と同じ 本 籍 (6)と同じ 番地 番 筆頭者 (6)と同じの氏名 署 名 (※押印は任意) 印 年 月 日生 事 件 簿 番 号		

母子手帳を持参してください。

記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 文字は、つづけないで正確に書いてください。
- □には、あてはまるものに図のようにしるしをつけてください。
- 子の名は、常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなでかいてください。
- 「よみかた」は、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。
- 「嫡出子」とは、父母が婚姻中で、「嫡出でない子」とは、父母が婚姻していない子のことです。

◎届出期間

子が生まれた日からかぞえて14日以内にしてください。

◎届出地

子の本籍地、届出人の所在地(住民登録地をふくむ)又は生まれたところのいずれかの役所に出してください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名をかいてください。

◎届書の通数

届書は1通でさつつかえありません。

ご持参いただくもの

- 届出人の印鑑(※押印は任意)
 - 母子健康手帳
 - 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
- 子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届出人は、子の父母です。
届出人が署名したあと届書を持参する方は病状、その他の方でかまいません。
連絡先

電 話 () 番
自宅、勤務先、呼出 (力)



Yatto Aetane



出生証明書

記入の注意

子の氏名	男 女 の 別	1男 2女
生まれたとき	令和 年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1 病院 2 診療所 3 助産所 4 自宅 5 その他
	出生したところ (出生したところの種別1~3) 施設の名称	番地 番 号
体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル
単胎・多胎の別	1 単胎 2 多胎 (子中第 子)	
母の氏名	妊娠週数	満 週 日
この母の出産した子の数	出生子 (この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後)	人 胎
1 医 師	令和 年 月 日	
2 助 産 師	(住所)	番地 番 号
3 そ の 他	(氏名)	

夜の12時は、「午前0時」、昼の12時は、「午後0時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

東出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。
出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくれず、不利益を被るおそれがあります。
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。 [Q 無戸籍 法務省](#)